

令和8年度

岩渕国有林数量調査業務請負

閲覧図書

内訳

- 1 契約書（案）
- 2 入札者注意書
- 3 入札書
- 4 委任状

岡山森林管理署

(案)

岩瀬国有林数量調査業務請負契約書

印紙

1. 数量調査業務（毎木）請負内容

別紙「毎木検知業務請負に関する仕様書」のとおり

2. 場所

岡山県津山市加茂町 岩瀬国有林森林整備事業の中間土場

3. 請負予定数量

1,670 m³

4. 契約金額 円也

（うち消費税及び地方消費税額相当額 円也）

（注）「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条の規程により算出されたもの並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 契約単価 1 m³当たり 円也

（うち消費税及び地方消費税額相当額 円也）

（注）「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条の規程により算出されたもの並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

6. 契約期間

自 契約締結日の翌日

至 令和8年12月10日

7. 契約保証金 免除

8. 特約事項

別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

上記の業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書よって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 8年 月 日

発注者 岡山県津山市小田中228-1
分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 中村 彰男

請負者

契 約 条 件

(総 則)

第1条 請負者は、別紙仕様書に基づきその期限までに検知を行わなければならない。

2 仕様書に明示されないもの又は、疑義があるときは、請負者は発注者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 請負者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲り渡し若しくは承継させてはならない。

(再請負等の禁止)

第3条 請負者は、検知業務請負を他に委託させ、又は請負わせてはならない。

(検知従事者の資格等)

第4条 検知従事者は、発注者の定める資格要件を備えている者でなければならない。

2 請負者は、発注者の定める書式に基づいて、検知に従事する者について本契約締結後速やかに発注者に届け出なければならない。

3 前項により届け出た者を変更したときは、直ちに発注者に変更届を提出しなければならない。

(業務等の変更又は中止)

第5条 発注者は、必要がある場合には検知業務請負の内容を変更し、又は一時中止の措置をとることができるものとする。

(期限の延長)

第6条 請負者は、その責に帰すことのできない事由により仕様書の期限までに完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の場合においてその理由が正当と認められるときは、承認することができる。

3 請負者の責任に帰すべき事由により仕様書の期限内に完了する見込みのないときは発注者に対して遅滞なく、その理由を付して期限延長の承認を申請しなければならない。

- 4 発注者は、前項の理由がやむを得ないものと認められるときは、期限の延長を承認し、その旨請負者に通知しなければならない。

(検査への協力)

第7条 請負者は、発注者が任命した検査職員の検査に際し、指示に協力しなければならない。

(検知完了届の提出及び確認)

第8条 請負者は、検知が完了したものについて、発注者の定める部分完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者又は、発注者の指定する職員（以下「職員」という。）は、請負者から前項に定める検知部分完了届を受領したときは、請負者又は検知従事者立会いの上、関係書類に基づき検知結果について確認しなければならない。
ただし、自動選別機においては、2回目の部分完了届以降は検知結果及び運搬記録写真により確認できるものとする。

(検知業務請負代金の計算方法)

第9条 検知業務請負代金は、前条に基づいて発注者又は職員が確認した数量に、本契約書の頭書に掲げる単価を乗じて決定するものとする。

- 2 契約単価は、頭書の予定数量に増減があっても、契約単価の変更は行わないものとする。

(検知業務請負代金の支払)

第10条 請負者は、第9条第1項により確定した検知業務請負代金を、所定の手続きによって発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から30日以内に請負者に支払わなければならない。
- 3 発注者が前項の支払期間内に検知業務請負代金を支払わないときは、期間満了の日の翌日から支払った日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として請負者に支払うものとする。
ただし、100円未満の場合は支払いを要しないものとする。

(発注者の契約解除権)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。この場合、請負者はこれによって生じた発注者の損害を賠償するものとし、その損害額は発注者と請負者とが協議して定めるものとする。

- (1) 請負者の責に帰すべき事由により、第6条の期限内に完了する見込みが

ないと認められたとき。

(2) 請負者に不正行為があったと認められたとき。

(3) 請負者の契約違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項により契約を解除した場合において、検知完了の素材があるときは、発注者は当該部分に対する検知業務請負代金を支払うものとする。

3 発注者は、本検知物件に係る販売委託契約が解除されたときは、本契約を解除する。この場合、契約解除によって生じた損害があっても、相互にこれを請求しないものとする。

(請負者の契約解除権)

第12条 請負者は、次項に該当するときは、この契約を解除することができる。

2 発注者が検知数量を変更したため、検知業務請負予定数量が2/3以上減少したとき。

3 前1項により契約を解除した場合、発注者はこれによって生じた請負者の損害を賠償するものとし、その損害額は、発注者と請負者協議して定めるものとする。

(違約金)

第13条 第6条第4項により、発注者が期間の延長を承認した場合は、請負者は、違約金として仕様書の期限の翌日から完了の日までの日数に応じ、当該注文に係る検知業務請負代金に対し、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第29条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を発注者に支払うものとする。

2 請負者は、第11条第1項により発注者から契約を解除されたとき、又は請負者が正当な理由なくして契約を解除したときは、契約期間中の予定請負代金の10分の1に相当する金額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

3 請負者は、この契約により発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に発注者に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第29条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を延滞金として、併せて発注者に納付しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は請負者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 第11条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 請負者がその債務の履行を拒否し、又は、請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となった場合
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（請負者の損害賠償義務）

第14条 請負者は、素材の検知において故意又は過失により発注者の所有に属する素材に、き損等の損害が生じた場合は、請負者はその損害額を賠償しなければならない。

ただし、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合はこの限りでない。

- 2 請負者又は、検知従事者の行った検知において、請負者又は検知従事者の故意又は過失により国に損害を与えた場合は、請負者はその損害額を賠償しなければならない。
- 3 請負者が故意又は過失により第17条に定める支給物品及び貸与物品に滅失又は損傷を与えたときは、請負者はその損害額を賠償しなければならない。
- 4 前三項の損害額は、発注者の算定により決定するものとする。

（債権債務の相殺）

第15条 本契約に基づき、請負者が納付すべき違約金及び損害賠償金は、発注者が支払う金額と相殺することができる。

（使用器具の認定）

第16条 請負者が使用する計測器具は、発注者の認定を受けた後、使用しなければならない。

（支給物品及び貸与物品）

第17条 発注者が検知のため、支給又は貸与する物品は別紙の明細書のとおりとする。

- 2 請負者は、支給物品及び貸与物品を受領したときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 請負者は、支給物品及び貸与物品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 請負者は、本契約の完了又は変更若しくは解除に際し、不用となった支給物品及び貸与物品を発注者の指示に従い、その指定する時期及び場所において、発注者に返戻しなければならない。

(安全衛生)

第18条 請負者は、業務の施行に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて発注者と請負者協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第20条 この契約について、紛争を生じたときは、第三者の斡旋により速やかに解決するものとする。

2 前項に定める第三者については、発注者と請負者協議して選定するものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、請負者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 請負者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 請負者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を請負人としなことを確約する。

(損害賠償)

第4条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより請負者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 請負者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 請負者は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

素材検知業務従事者届

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 中村 彰男 殿

受託人
住所
氏名

令和 8年 月 日付け請負契約に係る素材検知業務の従事者を契約条件第4条に基づき届け出します。

記

氏名	生年月日	住所

(第 回部分) 完了届

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官

岡山森林管理署長 中村 彰男 殿

請負人

住 所

氏 名

令和 8年 月 日付け検知業務請負契約について、令和 8年 月 日
下記のとおり（第 回部分）完了しましたのでお届けします。

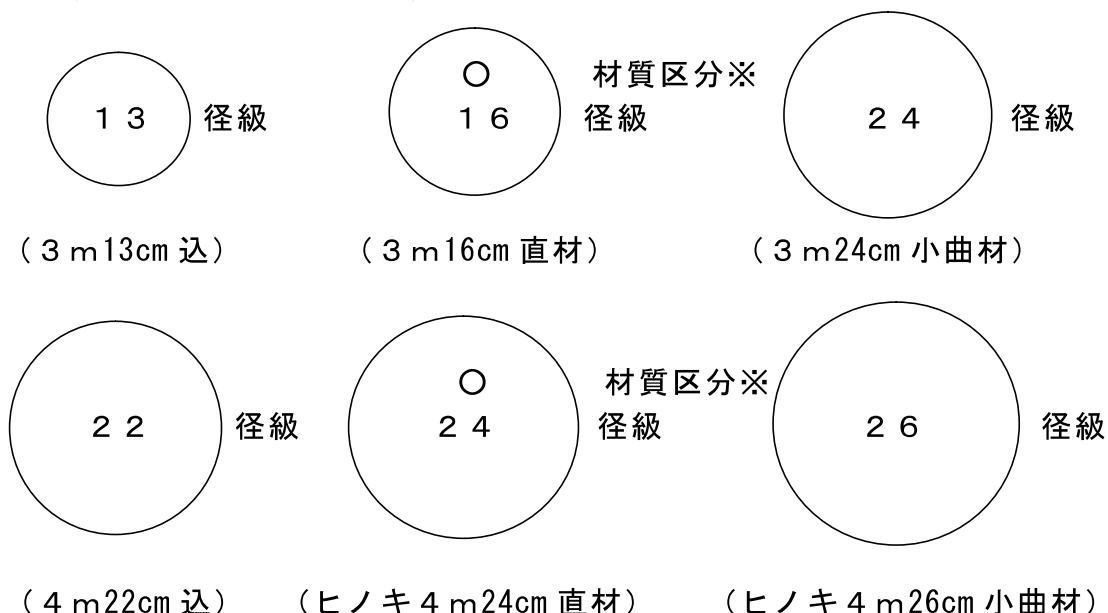
記

場 所	数 量	備 考
	m ³	

毎木検知業務請負に関する仕様書

- 1 素材の毎木検知業務請負は、この仕様書により行うものとする。
- 2 毎木検知業務従事者
発注者は毎木の検知業務従事者が不相当であると認めたときは、その交替を請負者に請求することができるものとする。
- 3 素材検知
 - (1) 素材検知は発注者の指定した素材について行うものとする。
 - (2) 検知業務従事者は「素材の日本農林規格」に基づき、素材の樹種・長径級・材質を測定記録し、長径級・材質区分について表示するものとする。
 - (3) 材質区分は、別紙1により行うものとする。
 - (4) 記録は発注者の指定した様式により桝毎に記録し、材積計算するものとする。
 - (5) 表示は次により行うものとする。
 - ア 長級表示……………不要とする。
 - イ 径級表示……………全量とする。
 - ウ 材質区分表示…全量とする。

ただし、別紙1の「込」及び「小曲材」に該当する材、「システム販売材」については、表示を省略するものとする。
 - エ 表示区分……………次の表示例によるものとする。



※ 材質区分の「直材」については、末木口に○印を表示するものとする。

- (6) 計測器具は発注者の検査済のものを使用するものとする。
- (7) 検知結果は桝完成毎、概算売払いにあつてはトラック1車毎、発注者に通知するものとする。

(8) 検知野帳に検知従事者、検算者を記入するものとする。

4 検知期限

請負者は、素材検知を発注者の指定する場所において、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示により、速やかに行うものとする。

5 この仕様書に示されていない事項については、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示によるものとする。

素材の日本農林規格

全部改正 平成19年8月21日農林水産省告示第1052号
確認 平成24年3月28日農林水産省告示第1037号
確認 平成28年8月30日農林水産省告示第1641号
最終改正 令和4年4月15日農林水産省告示第776号

1 適用範囲

この規格は、**a)**から**c)**までに掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材及び電柱の用に供される丸太に適用する。

- a)** 銘木類
- b)** 形状が不定な素材で利用価値が極めて低いもの
- c)** 腐れその他の欠点により利用できない部分とその材積の50%以上を占めるもの

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

素材

丸太及びそま角。

3.2

丸太

伐倒した樹木から枝を取り払い、所定の長さに切断したもの。

3.3

そま角

製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したもの。

3.4

銘木類

次に該当する素材。

- a)** 材質又は形状が極めてまれであるもの
- b)** 材質が極めて優れているもの
- c)** 鑑賞価値が極めて優れているもの
- d)** **a)**、**b)**及び**c)**に掲げる部分を2以上含むもの

3.5

材面

丸太については縦線をもって4等分した縦面，そま角にあつては材の縦面。

3.6

針葉樹の素材

針葉樹から採材した素材。

3.7

小の素材

丸太の径又はそま角の幅が14 cm 未満の素材。

3.8

中の素材

丸太の径又はそま角の幅が14 cm 以上30 cm 未満の素材。

3.9

大の素材

丸太の径又はそま角の幅が30 cm 以上の素材。

3.10

広葉樹の素材

広葉樹から採材した素材。

3.11

電柱用

針葉樹の素材のうち，電柱の用に供される丸太。

4 品質

4.1 針葉樹の素材

4.1.1 材の品質（径が8 cm 未満の丸太及び幅が8 cm 未満のそま角を除く。）

材の品質の基準は，表1による。

表1—針葉樹の素材の材の品質基準

等級	1等	2等	3等	4等
節	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 1) 3以上の材面にないこと。 2) 隣接2材面に存し，長径が5 cm以下。 b) 大の素材 3以上の材面にないこと。	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 1) 2材面に存すること。 2) 3以上の材面に存し，長径が10 cm以下。 b) 大の素材 隣接2材面（ひばにあつては，2材面）に存す	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 2等の限度を超えて存すること。 b) 大の素材 1) 2材面又は3材面（ひばにあつては，3材面）に存すること。 2) 4材面に存し，	大の素材にあつては，3等の基準を超えて存すること。

		ること。	長径が15 cm (ひのきの中の素材にあつては, 10 cm) 以下。 3) 4材面に存し, 2材面又は3材面において長径が10 cm (ひのきの中の素材にあつては, 5 cm) 以下。	
曲がり	次のいずれかに該当すること。 a) 小の素材 25%以下。 b) 中の素材 数が1個であつて, 10%以下。 c) 大の素材 数が1個であつて, 5% (ひのきの中の素材にあつては, 10%) 以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 小の素材 1等の基準を超えて存すること。 b) 中の素材 30%以下。 c) 大の素材 数が1個であつて, 10% (ひのきの中の素材にあつては, 20%) 以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 2等の基準を超えて存すること。 b) 大の素材 20% (ひのきの中の素材にあつては, 30%) 以下。	大の素材にあつては, 3等の基準を超えて存すること。ただし, 電柱用にあつては, 小の素材, 中の素材又は大の素材にかかわらず末口断面の中心と地際断面の中心を結ぶ直線が材の内部にあること。
木口割れ又は引き抜け	10%以下。ただし, 木口割れは, その深さがその存する木口の径 (そま角にあつては, 厚さ) の1/3以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 30%以下。 b) 大の素材 20%以下。ただし, 木口割れは, その深さがその存する木口の径 (そま角にあつては, 厚さ) の1/3以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 2等の基準を超えて存すること。 b) 大の素材 40%以下。	大の素材にあつては, 3等の基準を超えて存すること。
目まわり	10%以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 30%以下。ただし, 目まわりが重なつて存する場合にあつては, その重な	次のいずれかに該当すること。 a) 中の素材 2等の基準を超えて存すること。 b) 大の素材 30%以下。	大の素材にあつては, 3等の基準を超えて存すること。

			<p>った部分はその存する木口の中心を通る直線をもって2等分した1面のみに存すること。</p> <p>b) 大の素材 20%以下。</p>	<p>ただし、目まわりが重なって存する場合にあつては、その重なった部分はその存する木口の中心を通る直線をもって2等分した1面のみに存すること。</p>	
腐れ、虫食い又は空洞 ^{b)}	材面	ないこと。	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 中の素材 2以下の材面に存し、軽微であること。</p> <p>b) 大の素材 1材面に存し、軽微であること。</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 中の素材 2等の基準を超えて存すること。</p> <p>b) 大の素材 軽微であること。</p>	大の素材にあつては、3等の基準を超えて存すること。
	木口	ないこと。	30%以下。	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 中の素材 2等の基準を超えて存すること。</p> <p>b) 大の素材 50%以下。</p>	大の素材にあつては、3等の基準を超えて存すること。
へび下り		節のない材面になく、他の材面において5%以下。	節のない材面になく、他の材面において15%以下。	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 中の素材 2等の基準を超えて存すること。</p> <p>b) 大の素材 30%以下。</p>	大の素材にあつては、3等の基準を超えて存すること。
その他の欠点		<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 小の素材 顕著でないこと。</p> <p>b) 中の素材 軽微であること。</p> <p>c) 大の素材 極めて軽微であること。</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 小の素材 1等の基準を超えて存すること。</p> <p>b) 中の素材 顕著でないこと。</p> <p>c) 大の素材 軽微であること。</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 中の素材 2等の基準を超えて存すること。</p> <p>b) 大の素材 顕著でないこと。</p>	大の素材にあつては、3等の基準を超えて存すること。ただし、電柱用における入り皮にあつては、腐れを伴うもの及び軟化したものがないこと。

注記1 小の素材は、曲がり及びその他の欠点の1等又は2等に、中の素材はすべての表1に掲げる事項の1等、2等又は3等に適用する。ただし、樹齢が150年以上のひのきから採材した中の素材については、大の素材として扱う。

注記2 大の素材は、曲がり、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の表1に掲げる事項が2種類以下であって、その事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1等級上げる。

注記3 大の素材は、表1に掲げる事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1等級下げる。

注記4 電柱用における材の品質は、曲がり及びその他の欠点の入り皮の4等を適用し、その他の表1に掲げる事項については利用上支障のないこととする。

4.1.2 縦振動ヤング係数区分（区分を表示しようとするものに限る。）

B.1（縦振動ヤング係数試験）により各本について縦振動ヤング係数を測定し、その数値が表2に掲げる区分に応じた数値を満たすこと。

表2—針葉樹の縦振動ヤング係数の基準

単位 GPa 又は $10^3\text{N}/\text{mm}^2$

区分	縦振動ヤング係数
Ef 50	3.9 以上 5.9 未満
Ef 70	5.9 以上 7.8 未満
Ef 90	7.8 以上 9.8 未満
Ef 110	9.8 以上11.8 未満
Ef 130	11.8 以上13.7 未満
Ef 150	13.7 以上

4.2 広葉樹の素材

4.2.1 材の品質（径が24 cm 未満の丸太及び幅が24 cm 未満のそま角を除く。）

材の品質の基準は、表3による。

表3—広葉樹の素材の材の品質基準

等級	1等	2等	3等	4等
節	次のいずれかに該当すること。 a) 4材面にないこと。 b) 生き節のみが1材面に存し、その数が素材の長さ2 m 又は2 m 未満の端数につき1個以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 1材面に存すること。 b) 隣接2材面に存し、長径が15 cm 以下。 c) 生き節のみが隣接2材面に存し、その数が素材の長さ2 m 又は2 m 未満の端数につき2個以下。	次のいずれかに該当すること。 a) 隣接2材面に存すること。 b) 2材面に存し、長径が15 cm 以下。 c) 3材面に存し、長径が10 cm 以下。	3等の基準を超えて存すること。
曲がり	数が1個であって、10%以下。	20%以下。	40%以下。	3等の基準を超えて存すること。

木口割れ又は引き抜け	10%以下。 ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の1/3以下。	20%以下。	40%以下。	3等の基準を超えて存すること。	
目まわり	10%以下。	20%以下。	40%以下。 ただし、目まわりが重なつて存する場合にあつては、その重なつた部分がその存する木口の中心を通る直線をもつて2等分した1面のみに存すること。	3等の基準を超えて存すること。	
腐れ、虫食い又は空洞 ^{b)}	材面	ないこと。	1材面に存し、軽微であること。	軽微であること。	3等の基準を超えて存すること。
	木口	ないこと。	40%以下。	50%以下。	3等の基準を超えて存すること。
その他の欠点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	3等の基準を超えて存すること。	

注記1 生き節、死に節又は腐れ節の長径の限度は、径が50 cm以上の丸太及び幅が50 cm以上のそま角については、それぞれの限度に5 cmを加えたものとする。

注記2 曲がり、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の表3に掲げる事項が2種類以下であつてその事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1等級上げる。

注記3 表3に掲げる事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1等級下げる。

5 表示

5.1 針葉樹の素材

針葉樹の素材の表示の基準は、次による。

a) 表示事項 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。

- 1) 等級（径が8 cm未満の丸太、幅が8 cm未満のそま角及び4)に規定する表示をする場合を除く。ただし、5)に規定する表示をする場合にあつては、等級の表示を省略することができる。）
- 2) 寸法又は材積
- 3) 樹種名の表示をする場合にあつては、1)及び2)に規定するもののほか、該当する樹種名を表示していなければならない。
- 4) 電柱用にあつては、1)から3)までに規定するもののほか、「電柱用」と表示していなければならない。
- 5) 縦振動ヤング係数区分の表示をする場合にあつては、1)から4)までに規定するもののほか、表2に掲げる区分を表示していなければならない。

b) 表示の方法 表示の方法については、次による。

- 1) 等級 等級の表示は、表1に掲げる等級に応じて記載しなければならない。
- 2) 寸法又は材積 寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載しなければならない。ただし、6.1 b)に規定する最大

の径を使用した場合にあっては、その旨を記載しなければならない。

材積の表示をする場合にあっては、**A.1**により算出した材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載しなければならない。ただし、**A.1**以外の計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載しなければならない。

- 3) 樹種名 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。
- 4) 縦振動ヤング係数区分 表2に掲げる区分を記載しなければならない。
- c) 表示の方式等 a)に規定する事項は、各本又は各極（はえ）ごとに見やすい箇所に表示しなければならない。
- d) 表示禁止事項 次に掲げる事項を、表示してはならない。
 - 1) a)の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
 - 2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

5.2 広葉樹の素材

広葉樹の素材の表示の基準は、次による。

- a) 表示事項 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。
 - 1) 等級（径が24 cm 未満の丸太及び幅が24 cm 未満のそま角を除く。）
 - 2) 寸法又は材積
 - 3) 樹種名の表示をする場合にあっては、1)及び2)に規定するもののほか、該当する樹種名を表示していなければならない。
- b) 表示の方法 表示の方法については、次による。
 - 1) 等級 等級の表示は、表3に掲げる等級に応じて記載しなければならない。
 - 2) 寸法又は材積 寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載しなければならない。ただし、6.1 b)に規定する最大の径を使用した場合にあっては、その旨を記載しなければならない。
材積の表示をする場合にあっては、**A.1**により算出した材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載しなければならない。ただし、**A.1**以外の計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載しなければならない。
 - 3) 樹種名 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。
- c) 表示の方式等 a)に規定する事項は、各本又は各極（はえ）ごとに見やすい箇所に表示しなければならない。
- d) 表示禁止事項 次に掲げる事項を、表示してはならない。
 - 1) a)の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
 - 2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

6 寸法の測定方法

寸法の測定方法は、次による。

6.1 丸太の径

- a) 丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が14 cm以上の丸太であって、最小径に直角な径と最小径との差が6 cm（最小径が40 cm以上の丸太にあっては、8 cm）以上あるものの径は、その差6 cmごとに最小径に2 cmを加えたものとする。
- b) 水中貯木について、最小径に直角な径が最大径と差が少ないと判断される場合は、最小径に直角な径を最大径に置き換えることができる。
- c) 電柱用にあっては、最小径とこれに直角な径との平均とする。
- d) 丸太の径の測定をするにあたっては、樹皮を除いて行うものとする。

6.2 空洞の径

空洞の径は、空洞の最大径とこれに直角な径との平均とする。ただし、空洞が根張りの部分に係るものであるときは、その部分は除いたものとして平均径を測定する。

6.3 木口の径

木口についての木口の径は、丸太の径とし、元口（根張りの部分がある丸太にあつては、その部分を除く。以下この項において同じ。）についての木口の径は、6.1における最小径を元口の径に置き換えた径とする。

6.4 そま角の厚さ及び幅

- a) そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。
- b) そま角の厚さ及び幅の測定をするにあつては、樹皮を除いて行うものとする。

6.5 素材の長さ

- a) 素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしょう端部（短径3cm未満の部分を用いる。）又はときん若しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。
- b) 素材の長さの測定をするにあつては、樹皮を除いて行うものとする。

6.6 素材の単位寸法

- a) 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については1 cm、その他の素材については2 cm とし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、電柱用にあつては、5 mm とし、単位寸法に満たない端数は二捨三入する。
- b) 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、20 cm 又は0.2 m とし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、表4の区分に掲げるものに限り、右欄に掲げる単位寸法とする。また、電柱用にあつては、50 cm 又は0.5 m を単位寸法とし、単位寸法に満たない端数は切り捨てる。

表4—規定単位寸法

単位 m

区分	規定単位寸法
1.9 以上2.0 未満のもの	1.9
2.1 以上2.2 未満のもの	2.1
2.7 以上2.8 未満のもの	2.7
3.3 以上3.4 未満のもの	3.3
3.65 以上3.8 未満のもの	3.65
4.3 以上4.4 未満のもの	4.3

7 品質の事項の測定方法

4.1.1 及び 4.2.1 における品質の事項の測定方法は、次による。この場合において、事項が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その事項を測定する。

7.1 節

- a) 長径が1 cm 未満の節は対象としない。

- b) 材面における欠け、きず及び穴で素材の利用上影響を及ぼすものを含む。
- c) 死に節又は腐れ節（長径が1 cm未満の死に節又は腐れ節を除く。）の長径は、その実測の長径の2倍とみなす。
- d) かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節（長径が1cm未満の節を除く。）の実測の長径の1.5倍とみなす。
- e) その丸太にかくれ節及び長径が1 cm未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、10 cmとみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が10 cmを超える場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。

7.2 曲がり

- a) 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。
- b) 2個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲がりについてのa)の割合の合計を1.5倍した割合による。
- c) 電柱用における曲がりは、材長10m未満のものにあつては元口から1.5m、材長10m以上のものにあつては元口から2mの部分を実際として測定する。

7.3 木口割れ又は引き抜け

- a) 百分率は、木口割れ又は引き抜けの長さの素材の長さに対する割合による。
- b) 木口割れの長さについては、木口割れが同一端に2個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜けの長さについても、同様とする。
- c) 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の1/2を超えるときは、その木口割れの長さは、その実測の1.5倍の長さとする。
- d) 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目はその中心に向かうものにあつてはその割れ目の長さとし、その他のものにあつてはその存する木口におけるその割れ目の最深部（木口の中心とその割れ目の終点とを結ぶ直線とその割れ目との交角が90°以上である場合には、その割れ目の終点をいい、その交角が90°未満である場合には、木口の中心からその割れ目に対する垂線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至る距離とする。

7.4 目まわり

- a) 木口の中心から材縁までの9/10より外側にある目まわりは対象としない。
- b) 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、その存する木口の4辺の欠を補った方形の4辺の合計）に対する割合による。
- c) 目まわりが同一端に2個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さのうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。
- d) 目まわりが両端にある場合の百分率は、各端におけるb)又はc)の割合を合計した割合による。

7.5 腐れ、虫食い又は空洞

7.5.1 材面

程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。

7.5.2 木口

- a) 百分率は、腐れ、虫食い又は空洞の平均径（同一端に2個以上あるときは、それらの平均径の合計）のその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ）に対する割合による。
- b) 両端にある場合の百分率は、各端におけるa)の割合の合計による。

- c) えぞまつ, とどまつ, さわら及び広葉樹の樹心部のみに存する腐れで各端において20%以下のものは対象としない。

7.6 へび下り

- a) 百分率は, その長さ (2個以上あるときは, それらの長さの合計) に対する素材の長さの割合による。
- b) 1材面に平行かつ接近して2個以上あるときは, それらのへび下りは1個とみなしてその長さを測定する。

7.7 その他の欠点

程度は, 素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。

樹材種ごとの材質区分表

人スギ 人ヒノキ 3 m上 (長級 2.7 m上)	小の素材 (径級 8～13cm)	素材の日本農林規格の等級（以下「JAS等級」という。）で1等に相当する材を「込」とする。	込
	中の素材 (径級 14～28cm)	JAS等級で1等に相当する材を「直材」とする。	直材
		JAS等級で2等に相当する材を「小曲材」とする。	小曲材
	大の素材 (径級 30cm上)	JAS等級で1等に相当する材を「直材」とする。	直材
JAS等級で2等・3等に相当する材を「小曲材」とする。		小曲材	
人スギ 2 m (長級 1.8 ～2.6m)	小の素材 (径級 8～13cm)	JAS等級で1等に相当する材を「込」とする。	込
	中の素材 (径級 14～28cm)	JAS等級で1等・2等に相当する材を「込」とする。	
	大の素材 (径級 30cm上)	JAS等級で1～3等に相当する材を「込」とする。	
人ヒノキ 2 m (長級 1.8 ～2.6m)	小の素材 (径級 8～13cm)	JAS等級で1等に相当する材を「込」とする。	込
	中の素材 (径級 14～22cm)	JAS等級で1等・2等に相当する材を「込」とする。	
	中の素材 (径級 24～28cm)	JAS等級で1等に相当する材は「直材」とする。	直材
		JAS等級で2等に相当する材は「小曲材」とする。	小曲材
	大の素材 (径級 30cm上)	JAS等級で1等に相当する材は「直材」とする。	直材
		JAS等級で2等・3等に相当する材は「小曲材」とする。	小曲材
※ 上記材質区分の「込」については、「直材」と「小曲材」の区分を行わない。			
※ 上記材質区分以外の材（小の素材はJAS等級の2等、中の素材は同3等、大の素材は同4等）は、「低質材（チップ用）」とする。			
上記以外の全樹材種については、材質区分を設けない。			

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙

入 札 書

業務名 岩瀬国有林数量調査業務請負

予定数量 1,670 m³

入 札 金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(1 m³当たりの単価 _____ 円)

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官

岡山森林管理署長 中村 彰男 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官

岡山森林管理署長 中村 彰男 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

業務名 岩瀬国有林数量調査業務請負